

社会福祉法人 鶴舟会  
役員及び評議員に対する報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人鶴舟会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給額及び支給日)

第3条 役員等の報酬総額は、理事 年間100万円を超えない範囲、監事 年間100万円を超えない範囲で、報酬等を支給する。評議員の報酬総額は、法人の定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

2 各々の役員等に対する報酬は、次のとおり支給する。

[理事及び監事]

理事会・評議委員会出席の都度 1人一律 5,000円+源泉徴収税額相当

[評議委員]

評議委員会出席の都度 1人一律 5,000円+源泉徴収税額相当

(報酬の支給方法)

第4条 報酬等は、現金にて本人に支給する。

2 報酬等は、源泉徴収税額を控除して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行なう。

附 則 本規程は平成30年4月1日から施行する。